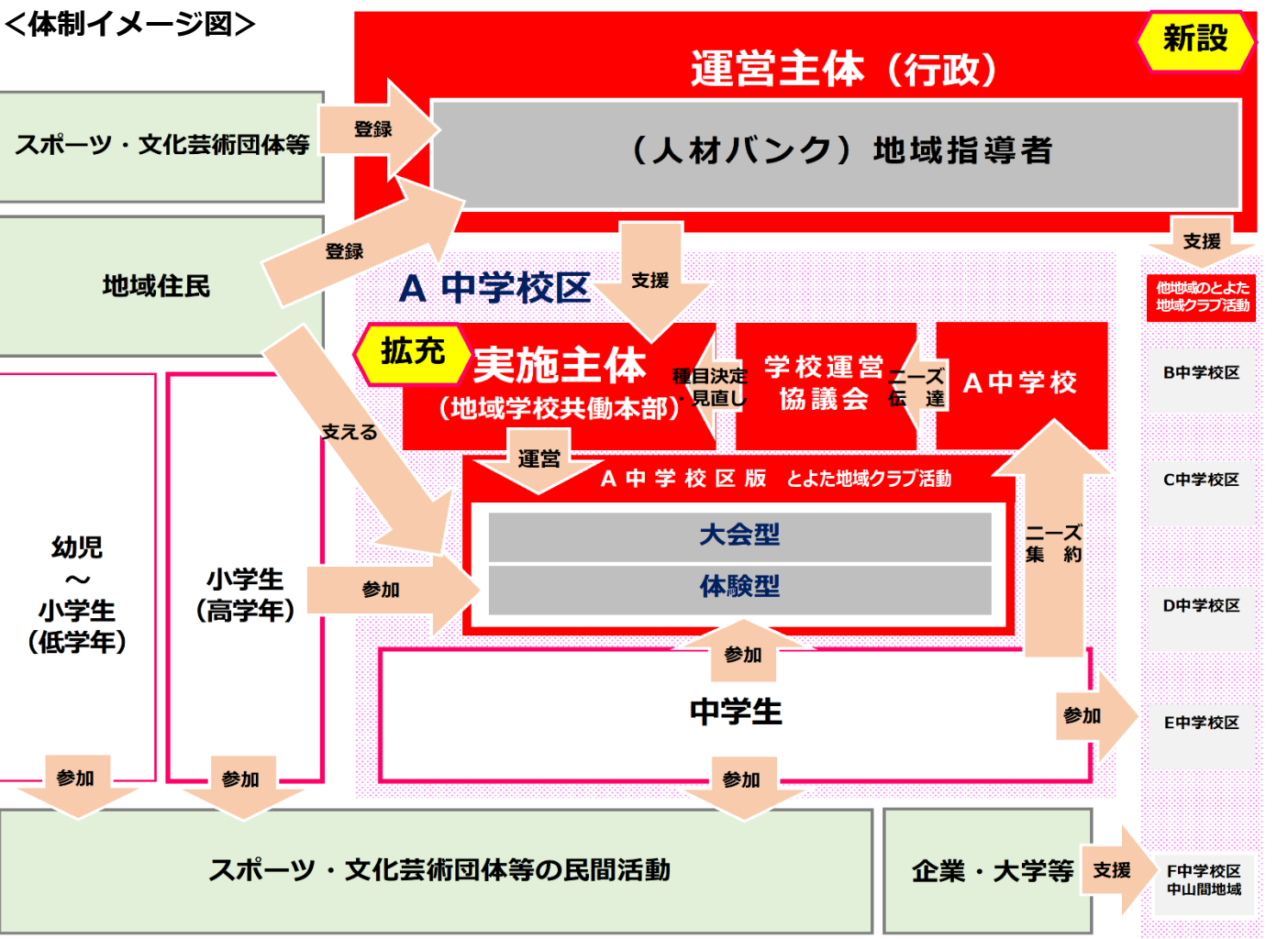
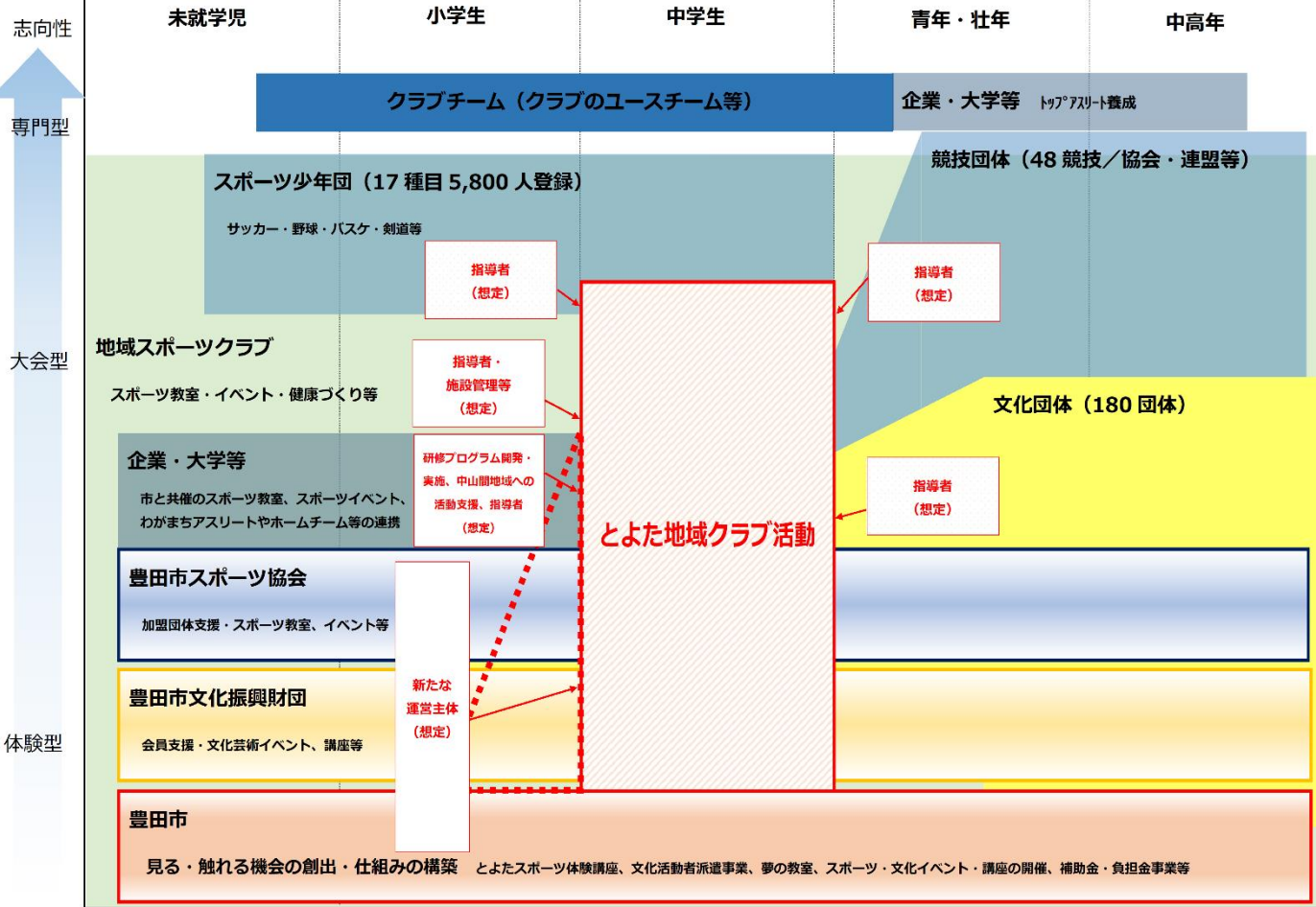


4 「とよた地域クラブ活動」の実施に向けた体制等

- (1) 運営主体【行政】
- 28 中学校区（地域学校共働本部）の全体統括を行う運営責任機関
 - 市に専門部署を新設し、行政職員、スポーツ協会・文化振興財団職員（派遣）等を配置
 - 具体的な役割は、人材バンクの運用による地域指導者募集やコーディネート、地域指導者向け研修会の開催、関係団体との連携・調整、地域指導者等への謝金支払い、保険加入等
- (2) 実施主体【地域学校共働本部】
- 各中学校区で「とよた地域クラブ活動」の現場管理・運営等を行う機関
 - 「地域学校共働本部」は既に 28 中学校区に設置されており、学校と地域をつなぐ役割を担っているため、実施主体として最適
 - 具体的な役割は、活動の現場監督、こどものニーズ把握等に基づく計画策定、大会等の調整、地域指導者の出退管理、施設の鍵の管理、緊急時の対応等を想定
 - 現状の体制では対応できないため、部活動コーディネーターを増員し 2～5 人配置
- (3) 種目決定主体【学校運営協議会】
- こどものニーズや地域特性を踏まえ活動の種目を決定・見直しを行う機関
- (4) 地域指導者【地域住民等】
- 教員に代わり子どもたちへの指導等を行う市民（指導責任者、指導補助者、地域リーダー）



5 スポーツ・文化芸術活動における「とよた地域クラブ活動」の位置付け



6 「とよた地域クラブ活動」の実施に向けた取組内容とスケジュール

年度	内容
R5	●こども及び保護者の実態・ニーズ等調査【7 月～】 ●プラン骨子（案）について地域、スポーツ・文化芸術団体、学校へ意見聴取【11 月～】 ●プラン骨子の完成【3 月】
R6	●人材バンクの設置・運用 ●研修プログラムの策定と研修会の実施 ●運営主体及び実施主体の設置に向けた検討・調整 ●学校施設の管理方法や学校施設開放制度の見直し ●中山間地域や平日の活動における企業・大学等との連携方法の検討 ●プラン（本編、概要版、中学校別カルテ）の作成 ●プランの市民周知（パンフレット作成、シンポジウム等）
R7	●「とよた地域クラブ活動ガイドライン」の策定（部活動ガイドラインの改訂） ●学校のセキュリティシステム変更 ●運営主体及び実施主体の設置と試行的運用
R8	●「とよた地域クラブ活動」スタート ※夏の大会までは部活動と並行し展開予定
R9 ～	●「とよた地域クラブ活動」の効果検証 ●生徒・地域等への意見聴取と「とよた地域クラブ活動」への反映